

献呈の辞

佐野裕志先生は、令和6年3月をもって、定年により退職されることになりました。専修大学法科大学院は、佐野先生の専修大学ご在職中における、教育・研究、そして法科大学院運営に対する多大なご尽力、ご貢献に深く感謝し、これを顕彰するため、この「専修ロージャーナル第17号」を先生ご退職の記念号として編集し、謹んで献呈いたします。

佐野先生は、一橋大学法学部から同大学院法学研究科に進まれ、昭和56年に大学院博士後期課程を単位取得退学の後、鹿児島大学法文学部講師を皮切りに、研究者の道を歩んでこられました。同大学助教授を経て、平成元年から平成2年まで、ドイツ、フライブルク大学での文部省在外研究員としての在外研究を挟み、同大学教授となりました。法科大学院制度発足後は、鹿児島大学に設置された司法政策研究科（法科大学院）教授となられ、同研究科副研究科長を務められました。その後、平成19年に、専修大学大学院法務研究科（法科大学院）教授にお迎えし、今日に至っております。この間、九州大学、広島大学、専修大学への赴任以降は、日本大学、筑波大学の法科大学院、成城大学法学部等でも非常勤講師として教育に携わられました。また、民事調停委員、家事調停委員として実務にもご貢献され、平成23年から27年までは、司法試験考査委員としても、法曹養成にご尽力されたところ です。

専修大学法務研究科教授として赴任されてからは、本法科大学院の民事手続法分野の核として、民事訴訟法、民事訴訟法総合演習を中心に担当され、授業外を含めた丁寧で熱心なご指導により、多くの学生が学問の楽しさを知り、また、法曹への夢をかなえていきました。そもそも、佐野先生は、法科大学院における民事手続法分野の教育・運営の基礎を築かれたと言っても過言ではありません。その経緯を含め、先生が本法科大学院に注がれた熱意と教育実践のありさまは、ご自身の手になる「専修大学法科大学院における民事訴訟法の教育について」（専修大学今村法律研究室報65号、2016）に克明に記録されています。今日に至るご尽力に、この場を借りてあらためて御礼を申し上げます。

さて、本来であれば、ここで佐野先生の学術のご業績についてご紹介をすべきところですが、わたくしには、その素養がありませんので、別途紹介されるところに譲ることにさせていただきます。その代わりとは申せませんが、職場で短い間の限られたものとはいえ、先生に身近に接した者の印象を書き留めておきたいと思います。

佐野先生と初めて直接にお目にかかったのは、郊外にあるわたくしの前任校の研究室までお運びいただき、直々に専修大学のご事情をご説明いただいたときでした。折しも、認証評価での不本意な結果を受けて奮闘されている時期にあたりますが、その要を得たお話ぶりには、きびきびとした率直な響きがありました。ただ、印象に残ったのは、それだけではない不思議な説得力です。今、振り返ると、先ほど触れた専修大学法科大学院の教育充実に対する熱が、その源であったように思われます。本学赴任後、先生の院長としてのお仕事ぶりを間近に拝見するにつけ、この印象はあっという間に強められました。わたくしは、図らずも後任となり、修了性の司法試験合格率の回復をはじめとする「果実」をいただく立場につきました。教育の効果はすぐには表れません。こうした「果実」が、先生が院長として断行された種々の改革の賜物であることを記し、平成28年から令和4年まで6年にわたって、法科大学院を導いてくださった佐野先生に対し、改めて深甚なる謝意を表する次第です。

本法科大学院での第一線の教育から退かれることにはなりますが、今後とも佐野先生がお健やかに充実した日常をすごされますよう、心からお祈りいたします。ここに、残るスタッフを代表して、先生が育てられた法科大学院の一層の充実に向けて微力を尽くすことを誓い、献呈の辞といたします。

令和5年9月吉日

専修大学法科大学院長 橋本 正 博